

愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例

昭和36年10月17日条例第25号
最終改正平成5年10月8日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、農林漁業の基本対策事業を推進し、その生産性の向上と経営の共同化を図るため、国の制度金融の対象とならない事業のうち特に県の特殊条件を改善するうえに必要なとする事業に要する資金及び農林漁業団体の合併又は経営の合理化に伴う施設の整備等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつて農林漁業の振興と農林漁業者の所得の増大に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「農林漁業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農業者、林業者、漁業者及びそれらの組織する団体
- (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

2 この条例において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業をあわせ行なう農業協同組合
- (2) 愛媛県信用農業協同組合連合会
- (3) 愛媛県信用漁業協同組合連合会
- (4) 愛媛県森林組合連合会

(利子補給)

第3条 県は、農林漁業者等が農林漁業経営の共同化を促進するために必要な資金（以下「農林漁業共同化資金」という。）の貸付けを融資機関から受けるときは、融資機関に対しその利子を補給する。

2 前項の利子補給は、知事と融資機関との利子補給契約により行なう。

3 第1項の規定による利子補給の対象となる貸付金の額は、毎年度予算で定める額を限度とする。

4 第1項の規定により行なう利子補給の金額は、年4分以内（開拓地家畜導入事業資金にあっては年4分5厘以内）の割合で計算した額の範囲内とする。

5 前項の規定にかかわらず、青年農業者、青年林業者及び青年漁業者にあっては、年5分5厘以内とする。

(融資条件)

第4条 融資機関が農林漁業者等に対し、農林漁業共同化資金の融資をしようとするときは、次の条件によらなければならない。

- (1) 貸付限度額は、当該事業に要する経費の100分の80以内（特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額）とすること。
- (2) 貸付利率は、年6分以内（農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会の行う共同利用事業並びに漁業者の行う事業に必要な資金については年6分5厘以内、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の行う共同利用事業に必要な資金については年7分以内）で融資対象ごとに知事が定める利率とすること。
- (3) 償還期限は、7年以内で融資対象ごとに知事が定める期限とすること。
- (4) すえ置期間は、3年以内で融資対象ごとに知事が定める期間とすること。

(契約解除の勧告)

第5条 知事は、融資を受けた農林漁業者等が第3条に規定する利子補給に係る資金を融資目的以外に使用したときは、融資機関に対し、当該契約を解除することを勧告することができる。

(利子補給の打切り及び返還)

第6条 知事は、融資機関が前条の勧告に応じないときは、当該融資機関に対し、利子補給の金額の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した利子補給の金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。